

## パブリックコメント（案）

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備  
及び運営の基準に関する条例（仮称）の骨子案について

## 1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準が府省令により示された。

この、国が定める基準を踏まえ、同制度の施行に必要な基準を条例により定める。

## 2. 概要（【従】は従うべき基準，【参】は参酌すべき基準）

## (1) 学級の編制に関する基準

国基準	市条例（案）
満3歳以上の園児について学級を編制【従】	国基準と同じ
1学級の園児数は35人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則【従】	国基準と同じ

## (2) 職員に関する基準

国基準	市条例（案）
各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可，専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）【従】	国基準と同じ
教育・保育の直接従事職員の職員配置 満4歳以上児30人：1人 満3歳以上満4歳未満児20人：1人 満1歳以上満3歳未満児6人：1人 満1歳未満児3人：1人 ただし，常時2人以上【従】	満4歳以上児30人：1人 満3歳以上満4歳未満児20人：1人 <u>満2歳以上満3歳未満児6人：1人</u> <u>満2歳未満児3人：1人</u> ただし，常時2人以上
調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）【従】	国基準と同じ

(3) 設備に関する基準

国基準	市条例 (案)
園舎・園庭を必置，園舎は2階建以下を原則（特別の事情により3階建以上も可）【従】	国基準と同じ
保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）【従】	国基準と同じ
園舎・園庭は，同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】	国基準と同じ
園舎面積は，幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算，園庭面積は，満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上，各居室（乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室）の面積は，保育所基準による面積以上【従】	国基準と同じ
職員室，保健室，調理室，保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室，職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）【従】	国基準と同じ
食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるとき，自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合で必要な調理設備を備えるときは，調理室を備えないことができる【従】	外部搬入不可（自園調理のみ）

(4) 運営に関する基準

国基準	市条例 (案)
教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上【従】，教育時間4時間【従】，教育・保育時間8時間【参】とする	国基準と同じ
保育を必要とする園児に対し，自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】	外部搬入不可，食材の地産地消・食の安全情報の提供に努めなければならない
人格の尊重【参】 職員の資質向上・研修機会の確保【参】 差別的取扱いの禁止【従】 虐待等の禁止【従】 懲戒権限の濫用禁止【従】 秘密保持の義務【従】 苦情への対応【参】 家庭との連絡・連携【参】	差別的取扱いの禁止に「性別」・「障がいの有無」を加える

(5) その他

国基準	市条例 (案)
みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間，設備については当分の間，なお従前の例によることができること【従】	国基準と同じ
施行日から起算して5年間は，副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については，いずれかを有していれば足りるとすること【従】	国基準と同じ
既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積，保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】	国基準と同じ

3. 施行期日

一部改正法の施行の日とする。